

平成27事業年度 事業計画

一般財団法人港湾労働安定協会（昭和60年4月11日に財団法人として設立）は、平成24年4月1日に一般財団法人としての認可を受けて、港湾労働者の福祉の増進と港湾運送事業の近代化に資するため、港湾運送事業に従事する労働者の職業能力の開発向上、雇用及び生活の安全のために必要な事業を実施している。

今年度は、創立30周年という節目を迎えることとなり、これまでの事業の取り組みの実績を基盤として、次の事業を着実に実施していく。

第1 一般会計における事業計画は、次のとおりとする。

I 港湾労働者年金制度の運営

港湾労働者年金制度は、港湾運送許可事業者（届出された関連事業者を含む。）を適用事業者として、制度に加入した事業者（登録事業者）に雇用され、かつ、同制度に登録（適用対象職種に従事）された労働者（登録者）が年金受給資格要件を満たして退職し、受給権の裁定を受けた場合、受給権者として、満60歳から満75歳までの間、退職時の登録事業者が年金の原資を納付（原資納付事業者）することで、年金の給付を行うものである。

具体的な業務として、①加入申請及び登録申請の審査、②年金受給権の裁定、③遺族見舞金及び脱会見舞金の支給申請の審査、④年2回（6月・12月）の年金支給、⑤遺族見舞金及び脱会見舞金の支給、⑥原資納付事業者に対する助成、⑦登録事業者、登録者及び受給権者の管理を行う。

また、この助成のための原資となる労働安定基金等の管理事務を行う。

1 港湾労働者年金関係

（1）事業者の加入申請の審査

年金制度への加入を希望する適用事業者からの「港湾労働者年金制度加入申請書」について、審査・決定

(2) 労働者の登録申請の審査

年金適用職種に労働者を採用又は配置転換した登録事業者からの「港湾労働者年金登録申請書」について、審査・決定

(3) 年金受給権の裁定

登録者からの「港湾労働者年金裁定請求書」について、審査・裁定

(4) 遺族見舞金の審査

死亡した受給権者の遺族からの「遺族見舞金受給申請書」について、審査・決定

(5) 脱会見舞金の審査

登録事業者の脱会に伴い提出される「脱会見舞金支給申請書」について、審査・決定

(6) 年金、遺族見舞金及び脱会見舞金の支給

- ① 年金の支給については、年2回（6月・12月）受給権者の年金受取金融機関口座への送金
- ② 遺族見舞金については、毎月、受給権者の遺族の金融機関口座への送金
- ③ 脱会見舞金については、年4回（5月・8月・11月・2月）受給権者の金融機関口座への送金

(7) 年金原資納付事業者への助成

6月期及び12月期の年金給付に係る年金原資を納付した事業者への助成金の支給

(8) 遺族見舞金原資納付事業者への助成

遺族見舞金給付に係る見舞金原資を納付した事業者への助成金の支給

(9) 登録事業者の管理(552店社[平成26年12月末現在])

- ① 新規加入が認められた登録事業者、登録事業者の合併等による

名称変更及び企業倒産等による脱会事業者の管理

② 登録事業者台帳の整備・管理

(10) 登録者の管理(21,703人[平成26年9月末現在])

- ① 新規登録者の管理
- ② 登録者の配置転換による年金適用職種変更の管理
- ③ 登録者の勤続期間の管理
- ④ 登録者の退職及び死亡による脱退の管理
- ⑤ 登録者の懲戒解雇による失効の管理
- ⑥ 登録者台帳の整備・管理

(11) 受給権者の管理(12,503人[平成26年12月期現在])

- ① 毎年9月、「現況届」を郵送し、現況(生存・転居等)の確認及び随時提出される転居・年金受取金融機関の変更等の異動報告の管理
- ② 受給期間満了及び死亡による失権者の管理
- ③ 受給権者台帳の整備・管理

2 労働安定基金等関係

(1) 労働安定基金等の管理

- ① 港湾運送事業者(元請事業者)から提出された元請実績報告書のチェック後、当該事業者へ労働安定基金等請求書を発行、同基金等を管理
- ② 元請実績報告を事業者毎、港湾毎に集計(元請実績集計表)・管理

II 職業訓練施設の運営

港湾運送事業に従事する労働者を対象とし、高度な技能の習得を目的とした訓練を実施するため、昭和63年から、愛知県豊橋市に港湾技能研修センター(以下、「研修センター」という。)を設置し運営している。

近年、港湾荷役作業の機械化、設備の近代化、情報管理システムの高度化等が進展してきている中であって、港湾運送事業における荷役では、ガ

ントリークレーン等を使用する革新荷役の占める割合が高水準で推移していること等から、これに係る教育訓練を効果的に実施できるよう、研修センターに新たに導入されたガントリークレーン・シミュレータを活用した訓練を行う。

また、研修センターの利用が一層促進されるよう広報活動を積極的にを行い、多くの受講生を受け入れるように努める。

1 研修計画

研修計画作成に当たっては、前年度の受講実績や研修要望を踏まえて訓練内容等の見直しを行い、若年港湾労働者研修では玉掛け技能講習等との連携した実施を図るとともに、中堅港湾労働者研修や安全管理者能力向上訓練、ガントリークレーン・シミュレータ活用訓練コースの新設等を行う。また、大型自動車運転免許取得希望者の増加をうけ、関係コースの実施回数及び受講者数を増加する。

(1) 港湾荷役科	8 (6) コース	689 (629)人
(2) クレーン運転科	8 (7) コース	835 (711)人
(3) 自動車運転科	9 (9) コース	166 (166)人
合 計	25 (22) コース	1,690 (1,506)人

* ()内数値は、前年度の研修計画

2 研修内容の検討及び訓練機器、施設等整備

研修センターでは、訓練の実施結果をふまえて、研修内容、カリキュラム、教材等について日常的に見直しを行う。

また、受講生の訓練の効果的な実施及び研修環境改善のため、フォークリフト等の訓練機器の整備・更新、宿泊棟空調設備工事等の施設整備等を行う。

3 研修受講料の見直しと助成金制度の拡充強化

研修受講料については、受益者負担という性格の透明性を図るという観点等から、港湾運送事業者と一般受講者を問わず、同じ研修コースの受講料を同一料金とする見直しを行う。

一方、現在の助成金制度（受講助成金及び旅費助成金）を、①訓練受講者が職場を一時的に離れることに伴う経費の一部を助成する派遣費助成金、②受講料の2分の1相当の額を支給する受講費助成金、③各港から研修センターまでの交通費の一部を支給する旅費助成金の3つの助成金で構成する新たな助成制度に拡充強化し、港湾運送事業者の負担軽減を図り一層の受講促進に努める。

4 研修センターの充実・強化に向けた検討

研修センター開設時に設置されたガントリークレーン実機は、現在では港湾現場の実機に比べて規模が小さく、平成31年にはメーカーによる修理対応が終了することとなっており、更新が必要となっている。また、一部の研修コースでは事業者の受講希望に十分に応じられる定員での研修実施が困難であるなど、現在の研修センターにおいては施設・機器や実施体制等に係る検討課題が生じてきている。

このため、ガントリークレーン実機の更新を契機として、今後の港湾運送業界全体の中で研修センターに期待される役割やその取り組むべき課題、事業者ニーズを踏まえた訓練の実施、事業者の人材育成等への支援、研修センターを活用した国際貢献としての外国人実習生の受け入れ、研修センターの施設・機器及び体制の整備等について、港湾運送業界労使関係者の協力を得て幅広く検討審議し、研修センターの充実・強化に向けた取り組みを進めることとする。

5 広報活動

- (1) 研修案内等のパンフレット、ポスター及びカレンダーを作成、港湾運送事業主及び港運関係団体等に配布
- (2) ホームページへの研修日程、応募状況等の掲載
- (3) 港湾運送事業主及び港湾運送関係団体への訪問
- (4) 派遣元責任者講習時、雇用管理者研修時等における周知

第2 特別会計における事業計画は、次のとおりとする。

I 事業主支援等業務

港湾運送に必要な質の高い労働力の安定的確保・養成に資するため港湾技能研修センターにおける各種研修の実施、雇用管理の改善等に寄与するため、六大港では港湾労働者雇用安定センターにおいて、港湾運送事業主や当該事業主に雇用されている労働者に対する相談・援助の実施等の事業を行う。

1 港湾労働者の技能の取得など技術的事項等についての相談・援助

港湾運送事業主に対して、港湾労働者の雇用の改善に関する事項並びに港湾労働者の能力開発・向上に係る事項等港湾労働者の技術的事項について相談・援助を行うとともに、港湾労働者に対して、各種資格の取得、キャリア形成等に係る相談・援助を行う。

2 港湾労働者に対する各種研修

各種研修の実施（一般会計事業計画と一部重複）

港湾技能研修センターにおいて、港湾運送事業に従事する労働者を対象とする技能の高度化と雇用の安定を図るための研修の実施

（1）港湾荷役科

ストラドルキャリアー運転、フォークリフト運転技能講習等
計8コース

（2）クレーン運転科

ガントリークレーン運転、ガントリークレーンシミュレータ活用
訓練、クレーン運転実技教習等
計8コース

3 港湾労働者派遣事業等に係る情報の収集、整理及び提供

港湾労働者派遣事業の日々の派遣事業、未充足状況等の把握、その他港湾運送に必要な労働力の需給の調整に関する措置に係る情報の収集、

整理及び提供を行う。

4 港湾労働者派遣事業に係る労働者派遣契約の締結についてのあつ旋

港湾労働者派遣制度の適正な運営を確保し、港湾運送に必要な労働力の迅速かつ的確な需給調整に資するため、港湾労働者派遣契約の締結に係る派遣のあつ旋を行う。

5 港湾労働力の安定的確保に係る事業主支援

港湾運送事業における、事業活動の波動性に伴う労働力需要の変化等に対応するため、必要に応じて、港湾労働者派遣事業を始め港湾労働力の安定的確保等に係る調査、研究、各種助成金制度等に係る情報・資料の収集、提供、雇用管理の指導・助言等に係る事業主支援を行う。

II 雇用安定事業関係業務

六大港の港湾労働者雇用安定センターにおいて、港湾労働者の雇用の安定を図るため、港湾運送事業主等に対し派遣元責任者講習及び雇用管理者研修等を実施する。

1 派遣労働者の雇用の安定に関する調査研究

必要に応じて、港湾労働者派遣制度の適正な運営及び有効活用の促進等により港湾運送事業主に雇用される常用労働者の就業確保に関する調査及び資料の整備等を行う。

2 事業主等に対する派遣労働者の雇用の安定を図るための措置についての相談・援助

港湾運送事業主その他関係者に対して、適正な派遣就業の確保、就業条件の明示、責任者の選任、管理台帳の作成、記載及び保存等に係る相談・援助、情報収集等の支援を行う。

3 派遣労働者に対する港湾労働者派遣事業に係る派遣就業についての相談・援助

派遣労働者に対して、派遣就業、就業条件の明示等に係る相談・援助を行う。

4 派遣元責任者等に対する講習の実施

六大港において、選任された派遣元責任者等に対する法の趣旨、職務、必要な事務手続き等に関する知識を習得させるための派遣元責任者講習を実施し、受講修了者に派遣元責任者講習受講証明書を交付する。

5 雇用管理者に対する研修の実施等

六大港において、雇用管理者に対する港湾労働者の教育訓練に関する事項及び労働環境の改善に関する知識等を習得するための雇用管理者研修を実施し、研修受講の効果等を把握する。